

国立大学法人佐賀大学と佐賀大学生生活協同組合との災害時における相互協力に関する協定書

国立大学法人佐賀大学（以下「甲」という。）と佐賀大学生生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、火災その他による災害（以下「災害」という。）が発生し、又はその発生のおそれがある場合で、かつ、大学構成員及び大学への避難住民に対する支援が必要なときに、甲及び乙が相互に協力して当該支援を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的のため、国立大学法人佐賀大学災害対策本部長が必要と認めた場合、乙に、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 飲料、食料その他生活必需物資の提供（第9条において「飲料及び食料等の提供」という。）
- (2) 食堂等施設の災害対策への利用提供
- (3) 食器の貸出し
- (4) 器具・運搬車両の提供
- (5) 災害対策に必要な労務の提供

（協力の期間）

第3条 乙の前条に規定する協力の期間は7日間を限度とする。ただし、甲及び乙が協議の上、協力の期間を延長することができる。

（緊急連絡網の構築）

第4条 甲及び乙は、災害時における相互協力を円滑に行うため、災害時緊急連絡網を構築するものとする。

（情報の提供）

第5条 甲は、乙に災害に関しての情報を提供するものとする。

（協力の実施）

第6条 乙は、甲からの協力要請事項に対し、生活協同組合の理念に基づき全国の大学生協ネットワークの協力を得ながら、積極的に応えるものとする。

（甲の協力要請手続）

第7条 甲から乙への協力要請手続は、文書で行うものとする。ただし、緊急の場合は、第4条に規定する災害時緊急連絡網により電話等で要請できるものとし、その後速やかに文書を乙へ送付するものとする。

（乙の受諾手続）

第8条 乙は、甲からの協力要請に協力するときは、文書により受諾の報告をするものとする。ただし、緊急の場合は電話等で受諾を報告するものとし、その後速やかに文書を甲へ送付するものとする。

(費用の負担)

第9条 第2条第1号に規定する飲料及び食料の提供に係る費用については、甲が負担するものとし、その計算に当たっては、災害時直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

2 第2条第2号から第5号までに伴って発生する費用については、乙が負担する。

(災害対策物資の管理)

第10条 乙は、第2条に規定する飲料、食料その他生活必需物資を乙の食堂、売店、自動販売機等において管理するものとする。

(在庫状況の報告)

第11条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、飲料、食料その他生活必需物資の在庫状況について報告を求めることができる。

(防災訓練等への参加)

第12条 乙は、甲の開催する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

2 甲は、防災訓練等の実施に当たっては、事前に乙に文書で案内するものとする。

(乙の自主的な措置)

第13条 この協定書の規定は、乙が自らの判断で被災者等に有償又は無償で物資を提供すること、その他自主的な判断に基づいて被災者等の支援活動を行うことを妨げない。

(協定の期間及び更新)

第14条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の申出がないときは、期間が満了した後においてもこの協定は同一条件で更新されるものとする。

(雑則)

第15条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成24年11月21日

甲 国立大学法人佐賀大学 学長 佛淵 孝夫

乙 佐賀大学生生活協同組合 理事長 畑山 敏夫